



## グローバル移転価格税制

UHY Tax ニュースレター No. 1 / 2017年11月

国際会計ネットワークであるUHY Internationalは、各国の移転価格税制について解説した「**UHY GLOBAL TRANSFER PRICING GUIDE**」を、2015年に発行しています。移転価格税制に係るトピックスは近年重要視されておりますので、再度当ニュースレターにて取り上げます。

わが国では、OECDのBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの勧告（行動13「多国籍企業情報の文書化」）を踏まえ、2016年度税制改正において租税特別措置法の一部が改正され、移転価格税制に係る文書化制度が整備されました。また、グローバル化の進展に伴い、多くの企業や投資家が他国で余分な税金を支払わなくて済む機会を探しているという現状があります。これらの企業や投資家は、投資先の国の諸規則及び税制を把握する必要がありますが、特に税務上のリスクを避けるためには、制度の把握と同時に適切な準備、計画の立案が不可欠といえます。

移転価格課税を受けた場合、特に新興国においては、相互協議により解決を図らなければならないことがありますが、その際に2か国以上で法律及び税務専門家などに多額の費用支払が発生するといったことが多く聞かれます。こうした問題を事前に防ぐには、税務リスクをコントロールするための内部統制を整備するとともに、子会社等の損益構造の理解と把握に努め、合理的に算定された内部振替価格を設定することが求められます。

なお、合弁会社を設立した場合には、合弁先との関係から、振替価格の変更などが後に困難となることが多々あります。当初より合理的な価格設定を行うことが理想的で

すが、価格変更が困難な場合においては、現状の付加価値移転の合理性につき、十分なデータの収集を行ったうえで、妥当性の検証及び文書化を適切に行うことが必要と考えられます。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



### コンタクト

#### UHY税理士法人

鹿目 達也 - パートナー

Email: [kanome.tax@uhy-tokyo.or.jp](mailto:kanome.tax@uhy-tokyo.or.jp)

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1393 / Fax: +81 50 3156 3592

Website: <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-tax>

